平成２４年（フ）第５号
和歌山県日高郡美浜町大字吉原958番地の59、住民票上の住所和歌山県日高郡日高川町大字和佐676番地４
破産者　木下　忠一
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２３年（フ）第８４４号
広島県東広島市黒瀬町楢原396番地89
破産者　菅　　雄治
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６４号
広島市佐伯区五日市１丁目21番16―402号
破産者　下向　栄司
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１号
福岡県久留米市荒木町下荒木1047番地３
破産者　執行　博美
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３４２号
福岡県八女郡広川町大字新代1364―30　第５秋葉ビル208号、住民票上の住所福岡県久留米市荒木町下荒木1047―４
破産者　中山　尚美
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第９１３号
北九州市小倉北区中津口１丁目10番35号
破産者　溝手　健二
１　決定年月日　平成24年５月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９５号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口426番地３
破産者　高橋　　博
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４５０号
盛岡市東仙北２丁目６番46号　ハイツ石川Ｎｏ３―101号、旧住所盛岡市下米内字閉伊街道23番地３
破産者　兼平　義之
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６２９号
横浜市神奈川区三枚町563番地１　サニーハイツ新横浜211号室、開始決定時の住所横浜市港北区岸根町539番地１　ブリズ岸根公園207
破産者　森　　雅宏
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２８７号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼200番地１―221号　グランドヒル
破産者　安部　裕太
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１０２号
横浜市中区本牧和田34番１―305号
破産者　三城　知子
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１３号
東京都町田市金森617番地３
破産者　金子　秀樹
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８５号
神奈川県海老名市東柏ケ谷４丁目28番23号
破産者　鈴木　欣一
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８６号
神奈川県厚木市温水110番地８
破産者　片野　京子（旧姓鈴木）
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８３号
横浜市港北区綱島東６丁目11番19―402号
破産者　戸村麻希子（旧姓成田）
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４１９号
横浜市青葉区市ケ尾町1056番地７　ひかりハイツＢ103
破産者　道下　悦代
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２号
富山市小西114番地
破産者　坂田　久恵
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１１３号
京都市左京区吉田神楽岡町172番地　ウィステリア神楽岡102号
破産者　マルショウ青果こと関口青果こと　関口新二郎
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
兵庫県南あわじ市湊1108番地８、旧住所神戸市西区伊川谷町有瀬1555番地の６　607号
破産者　中嶋　浩一
１　決定年月日　平成24年５月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係